

INSURANCE NEWSLETTER

2019年5月号 (Vol.2)

森・濱田松本法律事務所 保険プラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 増島 雅和、弁護士 吉田 和央)

- I. 保険に関するニュース：2019年1月～
- II. 保険分野における AML/CFT について

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、保険分野における AML/CFT を取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2019年1月～

1. 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会提出

本年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました¹。本年1月16日付の金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」²を踏まえたものです。

同法案の主たる改正点は仮想通貨（暗号資産）の取扱いに関するものですが、保険に関しては、以下のとおり、保険会社の業務範囲及び子会社範囲の拡大が図られています。

① 保険会社の業務に、顧客に関する情報を第三者に提供する業務を追加

保険会社の業務として、「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの」（保険業法98条1項14号）が追加されています。利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する業務（いわゆる情報銀行業務）を行う可能性を拓くものといえます。

② 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加

保険会社が子会社とすることのできる会社として、「情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者

¹ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116.html

INSURANCE NEWSLETTER

の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」（保険業高度化等会社）（保険業法 106 条 1 項 13 号の 2）が追加されています。銀行分野では 2016 年銀行法等改正により銀行が銀行業高度化等会社を子会社とすることは認められていましたが（銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 3）、保険分野でも同様の改正が図られているものです。

2. 経営者保険の販売停止に向けた動き

一昨年から販売額が急激に増加していた中小企業向けの経営者保険の一部について、金融庁及び国税庁が問題視したことから、各生命保険会社が販売を停止するに至っています。

金融庁は、(1) 商品認可の対象外とされる付加保険料部分を意図的に大きくすることで、税務上損金扱いできる金額を大きく設計された商品は、保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを求める保険業法 5 条 1 項 4 号イ、保険種類間の公平性が損なわれておらず事業費の支出見込額に対して妥当であることを求める保険会社向けの総合的な監督指針 IV-5-1 (6) ①に照らして問題である、(2) 節税を主目的とする保険商品の販売は、中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わないことを求める同指針 II-4-2-2(17)③ イ、(ウ)に照らして問題であるといった考え方を示しています³。

国税庁も、保険商品が節税目的で活用されることを問題視し、本年 4 月 11 日、「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）及び「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の改正等について、パブリックコメント手続に付しました⁴。改正の概要は、解約時に戻ってくる保険料の割合を示す返戻率が 50%を超える場合には経費に算入できる割合を制限する（例えば返戻率が 50%超から 70%以下の場合には 6 割、70%超から 85%以下の場合には 4 割になる）というものです。本年 5 月 10 日までに意見を一般公募し、改正通達の発遣日以後の契約の保険料について適用されます。企業向け保険の募集資料には、税務上の取扱いも参考情報として記載されている場合が多いため、通達の改正を踏まえた募集資料の改定も今後想定される実務対応の一つといえます。

3. その他

生命保険協会は、本年 2 月 15 日、「生命保険会社の資産運用における ESG 投融資ガイドライン」の策定を公表しました⁵。

2006 年に公表された「国連責任投資原則（PRI）」や 2015 年に採択された国連の

³ 生命保険協会との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 (<https://www.fsa.go.jp/common/ron/en/201902/07.pdf>)

⁴ <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410300052&Mode=0>

⁵ https://www.seiho.or.jp/info/news/2019/20190215_1.html

INSURANCE NEWSLETTER

「持続可能な開発目標（SDGs）」等の流れを受け、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG 投融資を更に促進させるため基本的な考え方や主な取組事項を示すものとして策定されたものです。

II. 保険分野における AML/CFT について

本年秋に予定される FATF（金融活動作業部会）の第 4 次対日相互審査（オンサイト審査）を控え、保険分野においてもマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT：Anti-Money Laundering/Countering the Finance of Terrorism）の必要性が高まっています。

FATF 勧告や金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「金融庁ガイドライン」といいます）は、リスクベース・アプローチを基本原則に置いています。リスクベース・アプローチとは、金融機関等において自らが直面しているマネロン・テロ資金供与リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずることを意味し、具体的には以下の三つのプロセスから構成されます⁶。

- ① リスクの特定：自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するリスクを特定すること
- ② リスクの評価：特定されたリスクの自らへの影響度等を評価すること
- ③ リスクの低減：特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施すること

保険分野における対応を検討するにあたっては、各保険会社が直面しているリスクをどのように特定・評価して低減していくかが対応の鍵となります。一般に保険分野におけるマネロン・テロ資金供与リスクは銀行等の分野に比して低いといわれますが、保険を一括りに捉えるのではなく、具体的な保険商品や販売プロセス等に則した分析が求められるためです。

以下では、そうした分析の参考として、国家公安委員会、金融庁、FATF による保険分野におけるマネロン・テロ資金供与リスクの分析を順にご紹介します。

⁶ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 32 条 1 項では、自らが行う取引について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（特定事業者作成書面等）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること等も求められています。

INSURANCE NEWSLETTER

1. 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」

国家公安委員会が昨年12月に公表した「犯罪収益移転危険度調査書」⁷における保険分野のリスク分析の概要は、以下のとおりです。

保険契約の危険度は一般的に低いものの、蓄財性を有する商品については危険度があるとされ、特に「多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引」については危険度がより高まるとされています。

国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」第3、1(2)(抜粋)

- 保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。
- しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延の資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。
 - 多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引

2. 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」

金融庁が昨年8月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」⁸における保険分野のリスク分析の概要は、以下のとおりです。

1.で述べた「犯罪収益移転危険度調査書」と同様に、蓄財性を有する保険商品についてマネロン・テロ資金供与リスクがあるとされていることに加えて、①インターネット等を通じた非対面取引、募集人や代理店等の介在、非居住者等に対する海外送金等の場面に応じたリスク分析の必要性や、②リスクの高い取引の把握方法として、中途解約やクーリング・オフにより契約締結から短期間のうちに多額の解約返戻金を受け取る異常取引に関するモニタリング手法に言及されていることが注目されます。

⁷ <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk301206.pdf>

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180817amlcft/20180817amlcft-1.pdf>

INSURANCE NEWSLETTER

金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」II.2. (3) (抜粋)

- 保険会社については、保険金の給付要件が限定されている点で、国内外の顧客に対して即時に預貯金等を払い出し、また送金・決済等を取り扱う預金取扱金融機関とは異なるリスクに直面しているものと考えられる。
- 生命保険会社における一時払い終身保険や養老保険、損害保険会社における積立型保険といった、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われるような貯蓄性を有する商品については、犯罪による収益を即時又は繰り延べて資産化することを可能とするものである。こうした商品には、マネロン・テロ資金供与リスクが存在していることに留意を要する。
- インターネット等の普及による非対面取引の拡大、募集人や代理店等の介在及び非居住者等に対する海外送金を伴う取引等、生命保険・損害保険それぞれの販売・資金受渡しの場面において、マネロン・テロ資金供与リスクについても、その状況に応じて、検証を行うことが求められる。具体的には、海上保険等の保険金支払い、保険契約締結後に外国に転居した非居住者に対する生命保険金等の支払いに関して、国境をまたぐ多額の取引である点も踏まえたリスク分析が十分に行われていないという事例や、複数の保険会社の商品の募集を行う代理店が取り扱う保険契約締結に際して、取引時確認の適正性を確保するための規程等の整備に課題が見られる事例が確認されている。
- リスクの高い取引の把握には、システム面も活用した異常取引の検知等も重要な契機となるものであり、保険会社においても、例えば、貯蓄性の高い保険商品について、中途解約やクーリング・オフにより契約締結から短期間のうちに多額の解約返戻金を受け取る異常取引等について、システム等を用いてモニタリングを行うことが考えられる。

3. FATF「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイドランス」

FATF が 2018 年 10 月 25 日に公表した「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイドランス」(原題: Risk-based Approach Guidance for the Life Insurance Sector)⁹は、生命保険分野に焦点を当てたものですが、1.で述べた「犯罪収益移転危険度調査書」や 2.で述べた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」と比較して、より精緻に保険分野におけるマネロン・テロ資金供与リスクが分析されています。

例えば、商品性に基づくリスクについては、以下のとおり、商品例と典型的な特徴を示した上で具体的に分析されています。

⁹ <http://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/rba-life-insurance.html>

INSURANCE NEWSLETTER

FATF「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス」表 1

商品	典型的な特徴	リスク評価
投資口座を有する商品、原資産の運用に応じた配当を伴う商品 ＜例＞ユニバーサル保険、ラップ保険、投資連動型保険、ユニットリンク保険、投資連動スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産保有機能を提供 ● 資産を保険に組入れ可 ● 顧客が原資産を運用可 ● 高額資産を保有可 	高リスク
最低保証付の富裕層向け商品 ＜例＞富裕層向け保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産保有機能を提供 ● 高額の資産保有上限 ● 原資産は保険者が運用 	高リスク 比較的高リスク
定期収入保険 ＜例＞固定・変額年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産保有機能を提供 ● 原資産は保険者が運用 	中リスク
個人・法人向け養老保険 ＜例＞養老保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産保有機能を提供 ● 原資産は保険者が運用 	中リスク
企業向け定期収入保険 ＜例＞団体年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 典型的には退職年金に利用 ● 一般的には企業が従業員向けに申込み ● 原資産は保険者が運用 	低リスク
死亡・介護・重度障害時に支払を行う商品 ＜例＞定期、団体介護、重病保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産保有機能はなし ● 特別な事象が生じた場合に支払い 	低リスク

また、商品性に基づくリスクのほか、顧客属性、販売チャネル、地理的属性等に基づくリスクもあわせて、以下のとおり分析されています。

FATF「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス」表 2

リスク分類	リスク要因	具体例
顧客関係者 (契約者、受取人等)	顧客基盤の拡大	顧客数の急激な増加 新規顧客による高額の保険契約
	特定困難な個人	被保険者や受取人とは無関係の契約者 契約者とは無関係な者による保険料支払い
	実質的な契約者又は受取人の特定が困難な仕組み	複数名義の持分 資産の所有者と受益者を分離することができる 信託その他の仕組み
	顧客の取引関係に関する特異な状況	既知の顧客属性との不整合 経済的に不合理な損失を生じさせる顧客行動 (多額の早期解約等)

INSURANCE NEWSLETTER

	PEPs 関係	PEPs（重要な公的地位にある者）を関係者（契約者や受取人）として含む取引関係（例えば、無関係の第三者が PEPS を受取人として設定した契約は汚職の隠れ蓑となる可能性あり）
	支払方法	匿名性を高める現金その他の方法による支払い 合理的説明を欠く複数の口座を通じた支払い 無関係の第三者によりなされる支払い
	原資	疑わしい資産の原資（例えば、明確な原資が示されないまま低収入の個人による投資保険への多額の投資）
	高リスクの個人	高リスクの者として当局に報告した顧客 リスクが高い業界又は職域（慈善事業、非営利組織、貴金属取扱事業者、資金サービス、カジノ、武器取扱事業者等）に従事する顧客
商品	高リスクの支払いを伴う商品	国外の顧客、現金、第三者、複雑な支払いを想定した商品（例えば、国外の駐在員向け保険）
	高額な資産・取引・返戻金を伴う商品	ラップ商品
	匿名性が高い又は移転が容易な商品	匿名性の強い商品、容易に国外に移転することができる商品（例えば、セカンダリーマーケットで取引される商品）
	早期解約が可能な商品	解約返戻金が生じる商品
販売チャネル	非対面チャネル	十分な本人確認等のリスク低減措置を伴わないもの
	委託	マネロン・テロ資金供与の防止のための義務を負わず、保険会社にとって十分に認知されていない募集人等の第三者への委託（例えば、小規模で保険会社から独立した募集人や十分な管理体制を有しない者により販売される商品）
	顧客資産の管理	顧客にかわって顧客の支払いや投資・資産を管理する募集人
地理的要因	商品	高いマネロン・テロ資金供与リスクを有する法域で募集又は販売される商品
	顧客	高いマネロン・テロ資金供与リスクを有する法域に居住又は関係する受取人、契約者等
	募集人	高いマネロン・テロ資金供与リスクを有する法域に所在し又は商品を販売する募集人

INSURANCE NEWSLETTER

4. まとめ

リスクベース・アプローチの下では、各保険会社が自ら直面するリスクを特定・評価して低減措置を講ずることが求められますので、上記各文書は参考になるとしても、最終的には自社が販売する商品、顧客属性、販売チャネル等に則した分析・検討が求められることとなります。

こうしたプロセスは一度行って終わりというものではなく、例えば新商品の開発の都度必要となりますし、疑わしい取引の届出事案等を分析し、それをリスク評価や低減措置の改善につなげていくための態勢整備が肝要といえます。

弁護士 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhmiapan.com

弁護士 寺井 勝哉
☎ 03-6213-8160
✉ katsuya.terai@mhmiapan.com

セミナー・文献情報

- セミナー 『デジタル時代の金融産業論：フィンテック概論』
開催日時 2019年5月28日（火）
講師 増島 雅和
主催 慶應義塾大学大学院経営管理研究科／ビジネス・スクール
- 本 『FinTech 世界年鑑 2019-2020』
出版社 日経 BP 社
著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、飯島 隆博（共著）

NEWS

- 新人弁護士（34名）が入所しました
- パートナー及びカウンセラー就任のお知らせ
本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

安倍 嘉一、井上 淳、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、松井 裕介、栗原 宏幸、近澤 諒、蓮本 哲、森 規光、吉田 和央

また、同日付で5名の弁護士がカウンセラーに就任いたしました。

INSURANCE NEWSLETTER

【カウンセル】

佐々木 奏、岸 寛樹、石川 大輝、新井 朗司、チョン・チア・チー

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めてまいります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

- The 10th Edition of Best Lawyers in Japanにて高い評価を得ました
The 10th Edition of Best Lawyers in Japanにおいて、Insurance Law 分野で増島 雅和 弁護士が選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com